

**社会福祉法人周南市社会福祉事業団臨時職員の
職員への選考による採用に関する要綱**

[平成22年 6 月25日]

改正 平成28年 3 月24日

平成29年11月27日

(目 的)

第1条 この要綱は、職員採用の必要が生じたとき、臨時職員の仕事への意欲を高め、また、人材確保のため、社会福祉法人周南市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）職員の採用試験に関する要綱第5条第5号に規定する、臨時職員を職員として選考により採用する際に必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において「職員」とは、事業団職員就業規則第2条に規定する職員をいう。

2 この要綱において「臨時職員」とは、事業団臨時職員就業規則第2条に規定する臨時職員をいう。

(対象職種及び要件)

第3条 対象となる職種及び要件は次のとおりとする。

- (1) 介護職員 選考時に介護福祉士の資格を有し、職員として採用される予定の日以前に3年以上事業団の施設に臨時介護職員として良好な成績で勤務していること、または勤務する見込みがあること。
- (2) 看護職員 職員として採用される予定の日以前に6か月以上事業団の施設に臨時看護職員として良好な成績で勤務していること、または勤務する見込みがあること。
- (3) 事務職員 職員として採用される予定の日以前に5年以上事業団の施設等に臨時事務職員として良好な成績で勤務し、現に介護報酬算定事務または会計事務等に従事していること。

附 則

この要綱は、平成22年 6 月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 1 月 1 日から施行する。